

対象となる施設と喫煙禁止場所の範囲【参考】

施設の類型		
医療施設 ----- 小学校、中学校、高等学校 ----- 児童福祉施設		敷地内禁煙 未成年者や患者等が主に利用する施設
官公庁 ----- 老人福祉施設 ----- 大学、体育館		屋内禁煙（喫煙専用室設置も不可） 多数の人が利用し、かつ、他の施設では代替が難しい施設
ホテル、旅館（客室を除く） ----- 事業所（職場） ----- 娯楽施設、百貨店、駅、空港ビル		原則屋内禁煙（喫煙専用室設置可） 利用者側に他の施設を選択する機会があるものや、嗜好性が強い施設 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> 面積30㎡以下で、従業員を使用しない店、又は全従業員が同意した店、かつ未成年者を立ち入らせない店 →利用者が選択可能な掲示を義務付けた上で、喫煙禁止場所としない </div>
飲食店 ----- 食堂、ラーメン店等 ----- 居酒屋等 ----- バー、スナック等		
バス、タクシー、航空機		
鉄道、船舶		原則車内禁煙 (喫煙専用室設置可)

議連試案と厚生労働省案（「望まない受動喫煙」対策の基本的考え方（H30.1.30公表））の主な相違点

喫煙禁止場所

		議連試案	厚生労働省案（H30.1.30公表）
施設	医療施設	<第一種施設> 屋内（注1）＋屋外	屋内＋屋外 ※屋外に喫煙場所の設置可 喫煙場所：屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に設置できる 屋内（注2） ※喫煙専用室の設置可
	小中高校		
	大学	<第二種施設> 屋内（注1）＋屋外の位置指定場所 （テラス席等）	
	官公庁施設		
	老人福祉施設		
	運動施設	<第三種施設> 屋内（注1）＋屋外の位置指定場所 ※喫煙専用室の設置可	
	事務所		
	飲食店		
	ホテル		
乗り物	バス・タクシー・航空機	屋内（注1）＋屋外の位置指定場所	不明
	鉄道・船舶	屋内（注1）＋屋外の位置指定場所 ※喫煙専用室の設置可	不明

（注1）私的場所（住宅、ホテルの個室等）及び特定事業目的場所（たばこ販売店、シガーバー等）については、喫煙可

（注2）住宅、旅館・ホテルの客室等の私的な空間については、喫煙可

屋内における加熱式たばこの喫煙に対する規制

議連試案	厚生労働省案（H30.1.30公表）
喫煙専用室のみで喫煙可	当分の間、喫煙専用室又は 加熱式たばこ専用の喫煙室（飲食可） で喫煙可

飲食店に関する特例について

		議連試案	厚生労働省案 (H30.1.30公表)
		→ <u>当分の間</u> 、規制対象外 〔新規出店の店舗も含め、特例の対象〕	→ <u>別に法律で定めるまでの間</u> 、規制対象外 〔新規出店の店舗は、特例の対象外〕
要件	①	20歳未満の者の利用がほとんど見込まれず、かつ、主として酒類の提供が行われる施設 ※バー、スナックを想定	飲食店全般 ※バー、スナック以外も対象
	②	施設の面積が、30㎡以下	施設の面積が、一定規模以下 (※報道では、150㎡以下) 中小企業や個人が運営する店舗 (※報道では、資本金5000万円以下)
	③	管理権原者以外に従業者がいない、又は喫煙可能であることについて全従業者の同意を得ている	(要件なし) 〔特例が認められた飲食店においては、従業員に対し、受動喫煙を受けるおそれがある旨等を明示する措置等を行う。〕
	④	20歳未満の者を立ち入らせないようにするための措置を講じている	(要件なし) 〔特例が認められた飲食店について、20歳未満の客及び従業員の立入禁止等を行うが、喫煙専用室と同等の分煙措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りを認める。〕
	⑤	①～④の全ての要件を満たしていること、及び受動喫煙のおそれがあることを、利用の際に考慮することができるよう掲示している	「喫煙」「分煙」の標識を掲示している

施行期日

議連試案	厚生労働省案 (H30.1.30公表)
2019年ラグビーワールド杯開催までに実施 (公布後1年以内に施行)	施設の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行